

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書 (鳥取県立むきばんだ史跡公園)

鳥取県教育委員会指定管理施設候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立むきばんだ史跡公園の指定管理者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 鳥取市扇町21番地
理事長 福本 慎一

2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

3 指定管理料の額

272,858,000円 (債務負担行為額 272,858,000円)
〔参考〕平成31年度 54,174,000円
平成32年度以降 54,671,000円

4 選定理由

むきばんだ史跡公園の指定管理者の指定に当たって応募があったのは3団体であった。審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理者として最適であるとして選定された。

〔選定理由〕

指定管理施設に関する運営実績やノウハウがあり、利用者の安全確保や災害時のマニュアル作成等、管理上の対応方針が示されている。外部委託は原則県内業者を選定し、競争入札によるなど再委託の考え方も妥当である。利用者ニーズの把握や対応結果のホームページによる公開などサービス向上のための取組についても具体的な提案がされている。史跡公園の特性を理解し、継続性を尊重した運営への協力姿勢が期待できる。

評点の合計点が3団体中最高得点であり、他の指定管理施設での運営実績やノウハウを活かし、県との緊密な連携による適切な施設運営が期待できることにより選定した。

5 公募の経緯

(1) 募集期間（募集要項配付から募集締め切りの日まで）

平成30年6月18日(月)から8月1日(水)まで（現地説明会7月9日(月)）

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本慎一
一般財団法人米子市文化財団	米子市末広町293番地	理事長 杉原弘一郎
株式会社チュウブ	東伯郡琴浦町逢東1061番地6	代表取締役社長 小柴雅央

6 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
高井 亨 (委員長)	公立鳥取環境大学准教授
高田 充征 (副委員長)	税理士
田中 秀明	とっどりの文化遺産魅力発掘プロジェクト実行委員会委員長
井上 玲美	上淀白鳳の丘展示館学芸員
森田 靖彦	鳥取県教育委員会事務局次長

(2) 開催経緯

第1回審査委員会

平成30年6月11日(月)

指定管理制度及びむきばんだ史跡公園の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

第2回審査委員会

平成30年8月16日(木)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第1号及び第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営の基本的な考え方 (施設の設置目的を理解しているか 指定管理者を希望する理由は適切か 管理運営の方針は適切か) ※基本的な考え方が不適であると認められる場合は失格 	必須
		<ul style="list-style-type: none"> 施設管理 (施設設備の維持管理、衛生管理の水準 外部委託の考え方) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 個人情報保護等への対応 利用者等の要望の把握及び対応方針 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 	25
2	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 収入の見積もり、考え方 支出計画の見通し 県の指定管理料の多寡 	20
3	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 現在の施設従業員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等) 	30
4	教育委員会が行う事業に積極的に協力するものであること (指定手続条例第5条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> 所内との連携についての方法 受入事業・主催事業の実施についての協力 	25
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ネーミングライツに係る提案 	4

(4) 審査結果(面接審査及び書類審査)

区分	配点	(公財)鳥取県教育文化財団 (A)	(一財)米子市文化財団 (B)	(株)チュウブ (C)
選定基準1	適/不適	適	適	適
	25	20.2	19.2	19.2
選定基準2	20	11.4	13.2	11.2
選定基準3	30	21.0	21.6	22.4
選定基準4	25	21.0	18.2	18.0
選定基準5	4	0.0	0.0	1.0
合計	104	73.6	72.2	71.8

※点数は審査委員会出席委員5名の平均

審査項目について

○選定基準1【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

各応募者とも施設の目的を踏まえた施設管理の方針を示されている中、外部委託の競争入札による経費削減や、他の指定管理施設での運営実績・ノウハウもあり、Aの評価が高かった。

○選定基準2【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

指定管理料の積算額については、Bが最も低額であり、Bの評価が高かった。

○選定基準3【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

各応募者とも人員配置や現在の施設従業者の継続雇用の方針に大きな差は無かったが、法人の財政基盤等でCの評価が高かった。

○選定基準4【教育委員会が行う事業に積極的に協力するものであること】

各応募者とも県との連携について積極的な協力を提案しているが、史跡公園の特性を理解し、継続性を尊重した運営への協力姿勢が期待できるAの評価が高かった。

○選定基準5【その他（ネーミングライツの提案）】

ネーミングライツの提案があったのは、Cのみであった。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 施設の維持管理・事故等の防止等

①施設の維持管理等

- ・職員による日常的な巡視・点検で、快適な環境の維持と異常の早期発見に努め、修繕を要する箇所については早期に修繕を行い、施設の損傷や劣化の拡大、進行を防止

②事故等の防止と緊急時の対応

- ・災害時の避難施設等の自主チェックを定期的を実施
- ・火災、地震等に伴う避難訓練を定期的に行い。職員の防災意識を高める
- ・J - A L E R Tを適切に管理運用し、施設利用者の安全を確保
- ・緊急連絡網の作成及び緊急時の対応マニュアルに基づく迅速な対応

(2) 利用者の要望把握・サービス向上・利用促進に対する取組

①利用者の要望把握等

- ・窓口での聞き取りやメール、アンケートを活用して利用者の声を把握
- ・利用者からの意見・要望の内容や処理方針・対応結果をホームページで公開

②サービス向上に対する取組

- ・利用者が快適な環境下で見学を楽しめるよう、常に巡視・点検による施設の安全を維持
- ・職員の応接力の向上
- ・見学現場の事前点検や草刈りなどを実施

③利用促進に向けた取組

- ・施設の知名度の向上を図るため、ホームページによる事業実績や事業計画を紹介
- ・関係機関と連携した広報誌による情報発信

(3) 管理運営組織

①指定管理者の組織体制

- ・指定管理総括者・事務職員・史跡管理員・維持管理作業員・受付員の配置（現状と同程度の体制整備）

②現在勤務している職員の継続雇用

- ・希望する職員は、原則継続雇用

(4) 管理に係る経費縮減に関する取組

- ・外部委託等については、原則県内業者を対象に競争入札
- ・物品購入においても、入札の導入や価格比較等により、有利な購入に努める

(5) 県の行う受入事業・主催事業についての連携・協力

- ・受付段階から収集した情報は県に速やかに報告
- ・事業計画の策定段階から打ち合わせに参加し、事業の全貌を把握して事業実施の補助や協力を積極的に実施
- ・利用者や関係先との連絡、事業内容に応じた職員の勤務体制